

支援内容の例

	支援できることの例	留意事項・支援できないことの例
家事に関する支援	①食事の準備及び後片付け ア. 調理（一般家庭で日常的に調理するもの） 例：炊飯、みそ汁、カレー、煮物、野菜炒め、焼き魚等 イ. 配膳・後片付け（食器洗い等）	食材等の買い出しを依頼することもできますが、利用時間を含みます。商品代・交通費は利用者負担です。
	②衣類の洗濯 洗濯機を回す、洗濯物を干す・取り込む・たたむ・しまう	日常的に着用する衣類の洗濯です。毛布やカーペット、カーテン等の洗濯等はできません。
	③居室等の掃除、整理整頓 ア. 掃除機、フロア用掃除用具、カーペットクリーナー等による掃除 イ. 台所・トイレ・風呂・洗面所の日常的な掃除 ウ. 玄関・ベランダの掃き掃除	掃除等に必要な道具は、利用者をご用意ください。いわゆる「大掃除」は含みません。日常的に行う必要がある掃除等に限ります。できないことの例は以下の通りです。 ア. 排水溝の掃除、浴室・トイレ等のカビ取り等 イ. エアコン・ガスコンロ・冷蔵庫等の掃除 ウ. 窓の掃除・庭の掃除、草むしり、水まき
	④生活必需品の買物 スーパーやコンビニなどでの食材・日用品の買い物	商品代・交通費は利用者負担です。移動時間も利用時間を含みます。
	⑤その他必要な家事支援 ア. 日常的に使用している布団を干す イ. 郵便局・ポストへの郵便物の持ち込み	できないことの例は、次の通りです。 ア. 自動車の給油・洗車 イ. 銀行での振込み、現預金の預け入れ・引き出し等 ウ. 市役所・税務署等への申告等 エ. ペットの世話・散歩等
育児に関する支援（保護者同席のもと行います）	①授乳補助 ア. 湯沸かし、粉ミルクの調合 イ. 哺乳瓶の洗浄・煮沸・片付け	ヘルパーは、授乳の「補助」のみで、「授乳」そのものはできません。
	②沐浴補助 ア. ベビーバスの用意・片付け イ. 赤ちゃんを拭き、おむつをはかせ、服を着せる	ヘルパーは、沐浴の「補助」のみで、「沐浴」そのものはできません。
	③おむつ交換 おむつを用意する、使用済みおむつをまとめて捨てる	
	④適切な育児環境の整備 ア. エアコンの温度調節、窓開け・カーテンによる室温調節 イ. ベビー布団を干す、シーツ・毛布等を洗濯する ウ. 赤ちゃんの着替え	ベビーベッド、乳児用玩具等の組み立て・取付け等はできません。
	⑤保育園等への送迎同行 ア. 赤ちゃんを連れて兄弟の送迎をする時に付き添う	
	⑥その他必要な育児援助 ア. 居宅内で上の子の遊び相手になる イ. ベビー布団の用意・片付け ウ. 病院の受診への同行	
その他支援できないことの例		
○利用者が内職や家業等に就いている間の家事・育児 ○片道おおむね1km以上の徒歩での移動が必要な支援 ○自家用車等の運転、日常的に（ほぼ毎日）行う必要がないこと	○行事等への付き添い・医療行為 ○保護者（利用者）がその場を離れる必要があるような育児支援	